

# 赤穂市国民健康保険運営協議会会議録

令和5年2月6日 開催

## 赤穂市国民健康保険運営協議会会議録

1 日 時 令5年2月6日(月) 午後1時30分より

2 会 場 赤穂市役所 6階 大会議室

3 出席者

被保険者代表	大前和弘、大道訓敏、西中和美、伊澤節子
医師・歯科医師・薬剤師代表	渡邊節雄、田淵誠一、赤井高之、寺田晋一郎
公益代表	田淵和彦、矢野英樹、山田和子
市長	牟禮正稔
事務局	(健康福祉部長) 溝田康人 (医療介護課長) 松下直樹 (税務課長) 前田光俊 (国保年金係長) 松本哲男

4 会議次第

- (1) 開会あいさつ
- (2) 市長あいさつ
- (3) 議事録署名委員指名
- (4) 議事
  1. 令和5年度赤穂市国民健康保険事業運営基本方針について
  2. その他
- (5) 閉会あいさつ

事務局

失礼いたします。定刻より早いですが、皆様お揃いになりましたので始めさせていただきます。本日は、委員の皆様にはご多用のところ、ご出席賜りまして誠にありがとうございます。

ただ今から、赤穂市国民健康保険運営協議会を始めさせていただきます。

開会に当たりまして、矢野会長よりごあいさつをお願いいたします。

会長

みなさん、こんにちは。立春が過ぎまして、暦の上では春ですが、寒い日が続いております。皆様には何かとお忙しい中またお寒いながら、本協議会にご出席賜りまして誠にありがとうございます。

さて、本市の国保事業は依然として財政的に大変厳しい状況が続いております。市当局より昨年末に今後の国保税率の改正の考え方についての説明がなされ、国保税率の改正について了承したところであります。

このような中、今年度におきましても、県から納付金等の本算定結果が年明けに示されたところであります。

本日は、本算定結果を踏まえた令和5年度赤穂市国民健康保険事業運営方針について、市長より諮問を受けております。

委員の皆様には、慎重なご審議をよろしくをお願いいたしまして、簡単ではございますが、開会に当たってのあいさつとさせていただきます。

事務局

どうもありがとうございました。続きまして、牟禮市長よりごあいさつを申し上げます。

市長

本日は、委員の皆様方には何かとご多忙のところ、赤穂市国民健康保険運営協議会にご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

会長をはじめ委員各位におかれましては、国保事業の運営はもとより市政全般にわたり、格別のご理解とご協力を賜っておりますことを、この場をお借りいたしまして厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症も日本で確認されてから、3年が経過しました。5月には2類感染症から5類感染症への引き下げが政府の方で行われるようございますが、まだまだ新型コロナウイルス感染症は落ち着いておりません。そのような中ですが、行動制限については、順次引き下げられており、行動制限のない活動が増えてきております。従来にも増して、皆様方には感染予防にご注意いただきながら、ご活躍をお願いしたいと思っております。

さて、本市の国保制度を取り巻く環境は、少子高齢化が進む中で、医療費の更なる増加はもとより、低所得者の増加といった構造的問題は依然として続いており、国保事業の運営は今後も厳しい状況が続くものと見込まれます。

このような中、令和4年度における本市国保の運営状況につきましては、高齢化の進展や医療技術の高度化などの影響により、依然として医療費は高い水準で推移しておりますが、決算につきましては、財政調整基金を4,300万円取り崩し、1,340万円の剰余となる見込みでございます。

令和5年度におきましては、年明けに県から納付金等の本算定結果が示され、本

市における影響や令和9年度の保険料水準の統一を見据え検討した結果、財政調整基金を活用した上で、税率等については、引き上げることといたします。また、課税限度額についても、中間所得層の負担軽減を図るため、2万円引き上げることといたします。

このあと、令和5年度の国民健康保険事業の運営基本方針につきまして、お諮りするわけですが、なにとぞ慎重なご審議のうえ、ご決定賜りますようお願い申し上げます。本市の国保財政は構造上、厳しい状況でございますので、委員の皆様方のご協力、ご指導を賜って円滑にいきますように努力してまいりたいと思っておりますので、引き続きのご協力を賜りたいと思っております。簡単粗辞ではございますが、ごあいさつとさせていただきます。本日は、どうぞよろしく願いいたします。

事務局

なお、本日、市長はこの後、他の公務が入っております。

申し訳ありませんが、ここで退席させていただきますので、よろしく願いいたします。

牟禮市長

皆様どうぞよろしく願いいたします。

(牟禮市長退席)

事務局

それでは、会議を進めさせていただきます。本日の委員の方々の出席状況ですが、協議会資料13ページをご覧ください。山田昌弘委員から欠席の通知をいただいております。本日は、委員12名中11名の出席で、委員の過半数を超える出席をいただいておりますので、運営協議会規則第6条の規定により本会は成立いたしますのでご報告いたします。

また、本日、事務局からは、健康福祉部長の溝田、税務課長の前田、国保年金係長の松本、私、医療介護課長の松下が出席しております。

どうぞ、よろしく願いいたします。

それでは、以降の議事進行は、運営協議会規則第7条の規定により、矢野会長に議長をお願いさせていただきます。矢野会長、よろしく願いいたします。

会長

まず始めに、本協議会は、運営協議会規則第12条の規定により、会議を原則公開することといたしております。

本日の傍聴者は1名、深町さんです。それでは入場いただきます。

(傍聴者入場)

それでは、議事の前に議事録署名委員の指名についてであります。僭越ではございますが、私の方から指名させていただきたいと存じます。

大道委員、西中委員をお願い申し上げます。それでは、本日の議事に入ります。本日の審議事項は、諮問を受けております令和5年度赤穂市国民健康保険事業運営基本方針についてであります。それでは、事務局から説明願います。

事務局

はじめに、配付しております資料を確認させていただきます。

本日、差し替えさせていただきました「赤穂市国民健康保険運営協議会」資料、ページ数は13ページであります。ページの抜け等はございませんか。ご確認をお願いいたします。

それでは、私の方からは、運営基本方針のうち主に制度改正等について説明しまして、決算見込み・予算の詳細については係長の方から説明いたします。

まず、協議会資料1ページをご覧ください。

「はじめに」のところで述べておりますように、高齢化の進展や医療技術の高度化などによる医療費の更なる増加が必至の状況にあり、一方で、長引く新型コロナウイルス感染症による医療費への影響が続くと想定されることなどから、今後も厳しい財政状況になるものと見込まれます。

国保は制度創設以来、わが国の国民皆保険の中核を担い、地域医療の確保や地域住民の健康の保持増進に貢献してきましたが、加入者の多くは所得が低く、年齢構成が高いことなどにより医療費水準が高いという構造的な課題は、依然として解消されておらず、今後も財政基盤の強化を図る必要があります。

国保の財政運営の更なる安定化を図るため、「兵庫県における保険料水準の統一に向けたロードマップ」に沿った保険料水準の統一への議論が本格化し、医療費適正化の取組を推進していくこととなります。

市においては、地域住民の生活状況に即したきめ細かな事業を引き続き担いながら、保険者の責務を十分に認識し、安定的な国保運営と住民の健康の保持・増進に取り組み、全ての世代が安心できるよう、安定的な国保事業の運営に県下一体となって取り組んでまいります。

1 ページの中ほどに、参考として、令和5年度医療保険制度等に係る改正予定のうち、国保事業運営に関係する主なものを記載しております。

第1点目は、保険料(税)の賦課(課税)限度額の改正であります。

国は、保険税の負担については、負担能力に応じて応分の負担を求めることを通じて保険税負担の格差是正に取り組む考えを示しております。国保において、相当な高所得の方であっても、保険税の課税限度額しか負担しないしくみとなっていることから、この限度額を引き上げることとしております。

具体的には、後期分を20万円から22万円に2万円引き上げられるものであります。

今回の改正で、課税限度額全体では102万円から104万円となります。

後ほど、事業運営方針のところでも説明させていただきますが、当市国保事業においても、102万円の課税限度額を、令和5年度において法令で定められた限度額の104万円まで、引き上げたいものであります。

第2点目は、低所得者に係る応益保険料(税)軽減措置の見直しであります。

これは、応益保険税の軽減措置について、軽減対象となる判定所得の算定において、物価の上昇傾向を踏まえて、賃金の上昇等により、軽減対象から外れないようにするための措置であります。

第3点目は、出産育児一時金の改正であります。

これは、出産費用の見える化、出産育児一時金を全世代で支え合う仕組みを導入するにあたり、令和4年度の全施設の出産費用の平均額の推計を勘案し、引き上げ

るものであります。

第4点目は、薬価改定であります。

これは、市場実勢価格を適時に薬価に反映して国民負担を抑制するため、価格乖離の大きい品目について薬価改定が行われるものであります。

第5点目は、保険料(税)の産前産後期間の免除であります。

これは、子育て世帯の負担軽減、次世代育成支援等の観点から、令和6年1月より新規に導入されるものであります。

以上が、制度改正予定の主な項目の説明であります。今後、関係法令等を確認しながら、的確に対応してまいりたいと考えております。

次に2ページをお願いします。

項目2の令和4年度赤穂市国保財政の状況についてであります。

歳入の決算見込みにつきましては、一般会計からの繰入れを行うとともに、保険税、前年度繰越金、県支出金などにより、歳入総額は、52億1,930万1千円と見込んでおります。

次に、歳出の決算見込みですが、療養給付費の算定基礎となる総医療費につきましては、現在の見込みでは、44億3,555万円で、令和3年度決算との比較では、0.92%の増となっております。

県へ納付する国保事業費納付金は、約12億3,507万円となる見込みであり、これらを合わせまして、歳出総額を、52億590万1千円と見込んでおります。

結果、剰余金については、1,340万円と見込んでおります。

続きまして、項目3の令和5年度赤穂市国保事業の運営についてであります。

まず、(1)基本方針であります。アといたしまして、医療費総額の積算につきましては、県から示された保険給付費額を基に、対前年度決算見込比1.73%減の43億5,898万円と見込んでおります。

依然として高い水準で推移する医療費の適正化対策といたしまして、3ページにかけまして、ウに記載しておりますように特定健康診査・特定保健指導事業を第3期計画に基づき適切に実施し、医療費の適正化に努めてまいります。また、後発医薬品の使用促進にも努めてまいります。

エの収納対策につきましても、きめ細やかな対応を引き続き行ってまいります。

(2)の保険税率等の改正方針をご覧ください。

保険税率につきましては、令和4年度は、課税限度額を政令で定める額に引き上げ、その他の税率等については、財政調整基金を活用し現行のまま据え置きました。

令和5年度については、法令改正により課税限度額が2万円引き上げられ104万円となるため、被保険者間の保険税負担の公平性を確保する観点から、政令で定められた額まで引き上げることとします。その他の税率等については、県内の保険料水準の統一に向けて、年度間負担の公平性を確保する観点から、計画的・段階的に改正を行うこととしております。

5 割軽減及び 2 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の基準の引き上げについては、先ほど説明したとおりであります。

中ほどに、参考といたしまして、平成 20 年度以降の「保険税率等の改定状況」を掲記しております。

4 ページをお願いします。

参考といたしまして「兵庫県による令和 5 年度標準保険料本算定に係る標準保険料率等との比較」を掲記しております。

一番右の「市町村標準保険料率」の欄につきましては県から示された税率等で、その左「令和 9 年度保険税率統一の場合」の欄につきましては、現時点での本市が目指すべき税率等となります。

その隣の「令和 5 年度保険税率改正案」の欄には、令和 5 年度における税率等を掲記しております。

7 の税率等及び課税限度額の改正についてであります。

税率等については、下記に掲記しておりますように、基礎分の所得割税率については引き下げ、その他の税率等につきましては、それぞれ引き上げることとします。

現行と改正(案)との改正額(案)と影響率につきましては、掲記のとおりとなっております。

また、課税限度額については、政令で定められた額で、後期高齢者支援金分を 20 万円から 2 万円引き上げ、22 万円に引き上げることとします。

次に、イの低所得者に係る応益保険税の軽減判定所得基準の改正についてであります。

5 割軽減については、被保険者数等に乘ずる金額を 28 万 5 千円から 29 万円に、2 割軽減については、被保険者数等に乘ずる金額を 52 万円から 53 万 5 千円にそれぞれ引き上げることとします。

5 ページをお願いします。

次に、ウの改正による影響額等についてであります。

全体平均で、1 人当たり調定額は 1,792 円の上昇、1 世帯当たり調定額は 2,660 円の上昇となり、影響率はそれぞれ 2.01%の上昇となります。

全体平均の下には、基礎分、後期高齢者支援金等分及び介護納付金分について、それぞれの影響額等を掲記しております。

次に、(3)歳出のアの医療費の状況についてであります。

アの総医療費、10 割分の医療費につきましては、前年度決算見込比 1.73%減の 43 億 5,898 万円の見込みとしております。

イの国民健康保険事業費納付金につきましては、県から示された額を計上しております。

6 ページにかけてのウの保健事業費を含めました歳出総額は、エに記載しております 51 億 900 万円で、対前年当初比較で 1.5%の増となっております。

この増加の主な要因は、団塊世代の方の後期高齢者制度への移行などにより被保険者数は減少しておりますが、医療の高度化やコトによる受診控えの解消等の影響等により、保険給付費が増となったものであります。

次に(4)歳入のアの保険税についてですが、4 ページ(2)の保険税率等の改訂方針のところで説明させていただいた内容を反映し、予算計上しております。

現年課税分全体で、対前年当初予算比較で3.8%増、約2,749万円増の約7億4,406万円、国保税全体では、3.5%増の7億7,236万円となっております。

必要となります財源につきましては、ウにおきまして、一般会計から保険基盤安定制度などのル分以外に、福祉医療波及増分や保健事業費分を加え、特別に⑥の約1,856万円を繰り入れることとし、さらにエの財政調整基金から、500万円を繰り入れることにより収支の均衡を図っております。歳入総額は歳出と同額の51億900万円となっております。

以上で、私の説明を終わります。続きまして、係長の方から予算額等の詳細な説明をさせていただきます。

失礼いたします。それでは、座って説明の方をさせていただきます。

7ページの第1表をご覧ください。令和4年度の決算見込について主なところを説明いたします。

まず、表の右側の歳出ですが、2 給付費の中の(1)療養給付費、これは現物給付に対する保険者負担額ですが、現計予算額31億622万6千円に対しまして32億8,459万3千円と見込んでおります。

11ページの第6表をご覧ください。

療養給付費を算出する基となる医療費の動向ですが、令和4年度の年間医療費総額は、一般、退職を合わせた合計で44億3,550万円、対前年比0.92%増と見込んでおります。

1人当たりの医療費を見ますと、49万1,801円、対前年比5.44%増と見込んでおります。

7ページの第1表にお戻りください。

右側、歳出2 保険給付費の(2)療養費から(11)の傷病手当金までそれぞれ直近の実績から見込額を算出しております。

その下の、3 国保事業費納付金につきましては、(1)医療給付費分は8億7,950万8千円、(2)後期高齢者支援金等分は2億6,814万1千円、(3)介護納付金分は8,741万8千円となる見込みであります。

次に4 保健事業費は3,187万8千円を見込んでおります。

以上、歳出総額は、52億590万1千円となる見込みであります。

次に、これらの歳出に対する歳入ですが、同じ表の左側をご覧ください。

まず、表の左上、1 保険税収入ですが、現計予算額に比べて2,832万7千円増の7億7,478万6千円となる見込みです。

4 県支出金の中の普通交付金ですが、療養給付費などの保険給付に要する費用と

して、県から全額交付されるもので、右の説明欄のとおり、38 億 3,063 万 5 千円を見込んでおります。

その下、市町村の事情に応じて支払われる特別交付金は、1 億 7,665 万 5 千円を見込んでおります。

次に 6 繰入金の(1)一般会計繰入金ですが、説明欄のとおり 3 億 7,253 万 5 千円繰り入れていただく予定にしており、(2)基金繰入金につきましては、4,300 万円繰り入れる予定にしております。

次に 7 の令和 3 年度からの繰越金は 773 万 6 千円となっております。

8 諸収入は、第三者行為の納付金ほかとして、1,320 万 4 千円の収入を見込んでおります。

以上のような結果から、歳入総額は、52 億 1,930 万 1 千円となり、現時点では剰余金を表の右下に記載しておりますとおり 1,340 万円と見込んでおります。

それでは、引き続き令和 5 年度の予算について説明させていただきます。

まず、11 ページ第 5 表をご覧ください。

被保険者等の状況ですが、5 年度の被保険者については団塊の世代の方の後期高齢者医療保険制度への移行などにより対前年比 3.65%減の 8,690 人を見込んでおります。退職被保険者等につきましては、退職者医療制度の経過措置が令和元年度で解消されており 0 人となっております。

続きまして、下の第 6 表をご覧ください。

医療費の算出に当たっては、県が過去の実績をベースに推計した保険給付費額に基づき見積りました。

その結果、右端の合計欄に記載のとおり 43 億 5,898 万円、対前年比 1.73%の減と見込んでおります。1 人当たりの医療費では、50 万 1,609 円、対前年 1.99%増の見込みとなります。

それでは、戻っていただき 8 ページの第 2 表をご覧ください。表の右側の歳出についてですが、2 の保険給付費の中の(1)療養給付費は、説明欄に記載のとおり、一般分で 32 億 3,436 万 6 千円、退職分として単位計上の 1 千円、合計で 32 億 3,436 万 7 千円、前年度決算見込比 4.13%増と見積りました。

(2)療養費、(4)高額療養費等につきましては、過去の実績及び最近における動向を考慮して、表のとおり見込んでおります。(6)出産育児一時金は 30 件 1,500 万円、(8)葬祭諸費は 90 件 450 万円、(9)結核医療諸費は 3 万 6 千円、(10)精神医療諸費は 700 万円を計上しております。

その下、3 国保事業費納付金については、県から示された額に基づき(1)医療給付費分を 8 億 3,885 万 2 千円計上しております。後期高齢者支援金等分を 2 億 6,708 万 7 千円、介護納付金分を 8,795 万 3 千円それぞれ計上しております。

その他、1 総務費 5,374 万 9 千円、4 保健事業費 3,935 万 1 千円、5 公債費 50 万円、6 諸支出金から 8 予備費まで、合わせて 1,881 万 5 千円を見込んでおります。

以上により、歳出全体では、51 億 900 万円、前年度当初予算比 1.53%増を見込んで

おります。その内訳につきましては、ページの1番下に記載のとおり、一般分47億5,364万7千円、退職分31万3千円、後期分2億6,708万7千円、介護分8,795万3千円となっております。

次に左側の歳入ですが、表の中ほどの4県支出金につきましては、市町村の保険給付に要する費用に対して全額交付される普通交付金と、市町村の特別な事情に応じて支払われる特別交付金とございまして、それぞれ県から示された額に基づき合計39億4,531万6千円を計上しております。

6繰入金の、一般会計繰入金ですが、10ページの第4表をご覧ください。

(1)保険基盤安定制度による繰入金、これは低所得者の保険税軽減分に対する補填分ですが、合計で2億3,640万1千円、(2)未就学児均等割保険料軽減のための繰入金といたしまして169万4千円、(3)職員給与費等繰入金が5,092万4千円、(4)出産育児一時金繰入金が1,000万円、(5)財政安定化支援事業による繰入金が合計で5,513万8千円、(6)その他一般会計繰入金といたしまして、保健事業分が355万6千円、福祉医療波及増分が1,500万円、合計1,855万6千円を繰り入れていただきます。一般会計からの繰入金の総額は、3億7,271万3千円を繰り入れていただく予定としております。

もう一度、8ページをお願いいたします。左上の1保険税につきましては、予定収納率を現年課税分で医療給付費分と後期高齢者支援金分94.43%、介護納付金分は91.00%に設定して、調定額に対する収納額を算出した結果、一般、退職を合わせて(1)医療現年分で5億457万円、(3)後期現年分で1億8,743万6千円、(5)介護現年分で5,205万1千円の税額となりました。滞納繰越分につきましては、医療分を12.00%、後期・介護分を10.00%の予定収納率として見積りました。現年分と合わせて総額で7億7,236万円を予算計上しております。

以上、歳入合計51億900万円の予算となっております。

一般、退職、後期、介護の内訳は、9ページの第3表に記載しておりますが、説明は省略させていただきます。

また、資料の12ページに用語の解説を記載しておりますので、またご覧ください。

以上で令和4年度決算見込みと5年度予算内訳に係る説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

会長  
委員A  
会長  
委員A

事務局の説明は終わりました。運営基本方針について、ご発言ございませんか。

はい。

どうぞ

確認ですが、赤穂市の場合は私の記憶では限度額の引き上げについては、慣例で遅らせていたと思いますが、今現在それはないですか。まずそれが1点。

統一しないといけないということからして、そうしないといけないですけども、2万円上がるということですよ。健康保険の分が2万円上がって、介護保険の方も2万円上がる。つまり普通それ足せば4万円、高額所得の方は4万円上がるとい

事務局

うことごの理解でよろしいでしょうか。以上です。

はい。お答えさせていただきます。

課税限度額につきましては、今現在、政令の限度額と同じ金額になっておりまして、今回改正がありますので、それに合わせて増額させていただくということになっております。

2万円につきましては、これは後期高齢者支援金等分を2万円引き上げることにありますので、介護分の引き上げはありません。以上です。

会長

どうぞ。

委員B

はい。

今制度の説明がありました。1ページの保険料の産前産後期間の免除ということですが、令和6年1月からということ、この制度の免除になるのは、妊婦さんの分なのか、それともその世帯全体なのか。

また、要するに産後だったらまだわかると思いますが、産前の掌握の仕方、また新制度になりますので、PR的なものがあるのか、いらないのか、その辺の手法の問題、それから、この部分の財源については、おそらく市の繰入金、要するに国庫県等の資金が入って、市の繰入金対応になってこようかと思いますが、今の市の繰入金の明細の方にはちょっと項目がなかったようなので、どういうふうな形になってくるのか、これが第1点でちょっと教えていただきたいと思います。

それと低所得者の方の応能保険料の軽減ということで、概ね5,000円程度格上げになっております。そのような中で試算されている5ページの欄のところの改正による影響額等、これにつきましては、1人当たりの調定額、世帯あたりの調定額、それぞれ税率等とか限度額ではプラスになっておりますが、軽減相当の部分についてはすべてマイナスとなっています。マイナスになっているということは、軽減対象世帯が増えるということなのか、それとも赤穂市全体の所得水準が下落しているということなのか、その辺りの確認をお願いできたらと思います。

3点目が資料の方で退職者医療制度もなくなっているということですが、現年分で単位計上、11ページの年次推移等のところに退職用の欄がありますが、今後必要でしょうか。以上3点お願いできたらと思います。

事務局

はい。失礼いたします。

まず1点目の産前産後の期間の免除についてなんですが、妊婦さんの均等割と所得割を免除というようなものになると聞いております。

財源につきましては、国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1負担するということになる予定ですが、こちらはまだ法改正がされておりませんので、今回の予算にも反映していない状態になっております。

また、来年度になりますが、条例がおそらく改正にはなるとは思いますが、その際に合わせて予算計上させていただこうかと思っております。

あと、広報についてなんですが、令和6年1月からの施行ということになりますので、案内をしていく必要があるのと思っておりますが、現時点では、どういうふ

うにしていくかというのは、まだ決まってない状態となっております。

続きまして、2 点目の低所得者に係る応益保険料の軽減措置の見直しについて、こちらはマイナスになっているということですが、今回は軽減判定をするための金額が引き上げられておりますので、対象者が増えるということになっております。

ですので、保険税としては、その分金額が減ることになって参ります。

影響額としましては、120 万 3 千円を見込んでおります。

3 点目の退職者保険制度についてですが、先ほど私の方からご説明させていただきました令和元年度で対象者の方はゼロになっているということですが、全国的に見ると、数十人ですが、対象者が残っているような状態となっております。

その方がもし赤穂市に転入とかいうことになってきますと、その方は退職者医療の被保険者ということになってきますので、保険税としては退職者医療の保険税や、医療ということになりますので、一応単位計上になりますが、計上ということをさせていただいております。

また、過去に退職者医療制度を使われて、病院にかかられたという方の分が、過去の分の医療の過誤とかということで、令和3年度の決算の説明をさせていただいたときにもありましたが、医療費として退職者分の返還があるということがあるので、一応今回もこの退職者医療の分は表には記載させていただいておりますが、もうその退職者医療制度を切り上げて終了をしようというような動きが出ております。

そうなるくと、退職者医療というのも出てこなくなると思いますので、表からは削っていくような形にはなってくるかと思っております。以上です。

会長

よろしいですか。

委員B

はい。

会長(

その他、ご質問等ございませんか。

委員B

ごめんなさい。もう1点よろしいですか。

会長

どうぞ。

委員B

はい。県のプランに合わせた中で、料率等の改定を今回行われておりますが、ちょっと計算してみますと、概ね、県の目標数値との差の5分の1が今年度上がっているようですが、来年、再来年も基本的に5分の1ずつアップという考え方で進んでいくという考え方でよろしいですか。これはちょっと確認ですが。

事務局

はい。お答えさせていただきます。

そうです。令和9年度の数値を目指しまして、毎年度、同じ負担になるように、年度間負担が公平になるように、計画的に上げさせていただくという予定となっております。

会長

よろしいですか。

委員B

結構です。

会長

そのほかございませんか。

委員A  
会長  
委員A

はい。  
どうぞ。

いつも問題になることですが、収納率ですけども、先ほど8ページのところで、国民健康保険税の収納率 94.4%で、介護保険はちょっと少なめで 91%っていうことですが、高齢者の負担っていう点でネックがあるということの理解でいいでしょうか。

それとあと、これ互助制度ですので、きちんと支払いしてもらわないといけないというのが根本的にはあると思いますが、所得の低い方への軽減措置をやってらっしゃいますが、実際に払っていない方と、無理して払って軽減措置を受けるということはありがたいことですが、その辺りの格差ということは、どうお考えでしょうか。

事務局

はい。まず国民健康保険税の医療分と後期高齢者分と比較して、介護支援金分の徴収率が低いという理由ですが、介護保険分につきましては、年齢層が 40 歳から 64 歳までということで、そういった医療分と後期分と比べまして、介護保険料徴収分の方が若年層の方が少なく、また個人事業主の方や、フリーランスの方がいらっしゃると思いますので、徴収率の方が低いということになっております。

また、税の公平性という声があるかと思いますが、軽減して減免された方は納めることができ、概ね 7%の方が滞納となっておりますけれども、その方との公平性ということになりますけれども、やはり徴収率 100%に近づけていくように考えないといけないので、税務課の方としても頑張らないといけないというところではあります。ただ幾ら財産調査等しても、やはりそれ以上に減免されている方以上に困窮されている方もいらっしゃいますので、本当に納税意欲がない方で財産等がある方につきましては、差し押さえ等で厳正に対処していくのですが、どうしても本当に生活困窮で、資力がない、また税を払うことによって生活が逼迫してしまうという方につきましては、地方税法にもありますが、そういう方につきましては、滞納処分することによってその生活を著しく損なう恐れがあるときは、執行を停止することができるということを踏まえまして、そういった場合は厳正に、実情を十分把握した上で、執行停止や不能欠損等を行ってくださいという、地方税法に沿って、厳正に対処しているような状況でありますので、その辺り申し訳ありませんが、ご理解いただきたいと思っております。

委員A

おっしゃっていることはよく分かりますし、現場は大変だと思います。徴収ということになりますと。ただ、生活保護という方法が一つありますよね。

生活保護の方と生活が困窮しているが支払いしている方の間に、空白が生じているわけですね。

その辺りの対策というのは、赤穂市が独自でやることではないかもしれませんが、その辺りをまずどういう形を望んでいるとか、方向性を考えているかということ、ちょっと難しい質問ですが、お聞かせ願えたらと思います。

事務局

生活困窮をされていて滞納されている方につきましては、税務課でも実情を把

握しておりますが、そういう方を直接、社会福祉課にご案内するということがあります。そういったところで、難しいですが、その間については、お話を聞いて実情を把握するしか、ちょっとないかなというところです。

その方が生活保護に該当する方であっても、生活保護の申請をされないとか、そういう方もいらっしゃいますので、そういう方につきましては親身になって、納税相談なりをしていくしかないと考えております。

会長

他にございませんか。

委員C

はい。

会長

はいどうぞ。

委員C

2点ありまして、無保険の方が受診された場合に、赤穂市で国保を申請してくださいということがあるのですが、その場合、病気ですから、その日から使えるようにしていただきたいのですが、そのところがどうなっているのかということと、それから第2点目に、3ページの後発医薬品の使用促進に努めるということですが、現状では医薬品の市場がコロナの関係なのか非常に乱れておりまして、なかなかこのジェネリック医薬品が手に入りにくくなっておりますので、その辺りをご理解いただきたいとは思いますが。

事務局

はい。失礼いたします。

まず、無保険の方が、国保に入られてその日すぐに使えるのかどうかということですが、国民健康保険の場合は、他の健康保険に加入していない方が、加入されるものになっております。

前回に社会保険とかに入っていたのであれば、資格を喪失した日までさかのぼって、国民健康保険の資格はつけさせていただきますので、手続きが完了すれば、その場ですぐには健康保険証を発行させていただいておりますので、すぐ使えるような状況になっております。

ジェネリック医薬品についてなんですけども、昨今ジェネリック医薬品でいろいろな出来事があるということは承知しております。

なかなか手に入りにくいということをおっしゃる市民の方もいらっしゃいました。

ただジェネリック医薬品は、ご本人様の負担軽減にもなりますので、使用促進ということは、今後も続けさせていただきたいと思っております。以上です。

会長

よろしいですか。

委員C

では、来られた日に無保険であっても、無保険のまま診療してお薬を出したとして、それはその日に出したとしても、さかのぼって国保から支給されるので、その日は、国保扱いにしても大丈夫だということによろしいですか。申請された場合、さかのぼって保険証が発行される、医療費が支給されるという理解でよろしいですか。

事務局

はい。お答えいたします。

国民健康保険に加入していただく際に、他の健康保険には加入していないとい

うことが把握できないと、加入手続きができないものとなっております。

その日、無保険の状態で行かれて、10割負担として病院で負担をされたとしても、後日、いつから国保に加入ができるのかが分かりましたら、その時点までさかのぼって資格をつけますので、その場合は、療養費という形で、一般の方だと7割分をお返しさせていただくというような手続きになって参ります。以上です。

委員A

先程の発言をアシストする形になりますが、後発医薬品に限らず、先発の医薬品も後発品がないので、そちらに集中すると先発品すら手に入りにくいという状況もあります。特にせき止めがそうなのですが、風邪を引かれても、せき止めが出せないというような状況がちょっと今続いております。

その辺りもあるので通知する場合は、その辺りも含めまして、現在、日本国内で手に入りにくい状況ですという文言を一つ入れていただければ、誤解を招かずに現場でもうまく対応できるかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

会長

他にございませぬか。よろしいですか。

質問、ご意見等なければ、ただ今の事務局の説明事項について、了承してよろしいですか。

委員

(「異議なし」の声あり)

会長

異議なしのお声をいただきましたので、それでは、令和5年度赤穂市国民健康保険事業運営基本方針については、諮問内容のとおり承認することで答申することといたします。

なお、答申につきましては、会長に一任いただけますでしょうか。

委員

(「異議なし」の声あり)

会長

ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。

答申書の写しは後日、事務局から配付させていただきますのでよろしくお願ひいたします。

その他、事務局から何かありますか。

事務局

はい。

令和4年中に健康優良被保険者世帯の表彰について、令和5年度から廃止させていただく方向で進めさせていただきますということをお伝えしておりましたが、税率改正と健康表彰をいきなりやめるのはいかがなものかという意見が出ましたので、やはり広報の期間を設けるということも考えまして、健康優良被保険者世帯表彰につきましては、令和5年度は実施させていただいて、6年度から廃止するという方向になりましたので、この場を借りてご報告をさせていただきます。

改めまして、税率改正及び健康優良被保険者世帯表彰については、広報等で皆様に周知をしていく予定ですので、ご理解をお願いいたします。

会長

はい。ありがとうございます。

その他、皆さんの方から、特に今日ここでおっしゃっておきたいこととかございませぬか。

なければ、これで終わりとさせていただきます。長時間ご審議ありがとうございます。

ました。

(閉会 午後 2 時 25 分)